⑲　本工事は、発注者が技術提案書を提出する者から、本工事の積算に必要な工事費について見積書を求める工事である。なお、見積書の提出は、公告時に、発注者より別途通知する依頼書により行う。

⑳　工事現場における環境改善を促進する試行
本工事は、女性も働きやすい現場環境の整備に必要な費用（女性専用トイレの設置、女性専用更衣室の設置等）について、変更契約時に監督職員と協議し、実績変更の対象とする試行工事である。

㉑　本工事は、女性技能者が現場に従事したことを確認した場合に、工事成績で加点評価する試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者、又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される地域維持型建設共同企業体（以下「地域ＪＶ」という。）であって「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年８月18日付け九州地方整備局長）に示すところにより、九州地方整備局長から平成28年熊本地震の復旧工事に係る地域ＪＶとしての競争参加資格の認定を受けている者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。なお、地域ＪＶのうち代表者以外の構成員にあっては、経営事項評価点数については、求めない。

⑸　平成13年度以降に、元請けとして次に掲げる要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（地域維持型建設共同企業体は除く。））

【①】　単体もしくは、地域ＪＶの代表者

ア）掘削又は切土の土量が100,000㎥以上の工事の施工実績を有すること。

【②】　地域ＪＶの代表者以外の構成員

イ）掘削又は切土の土量が50,000㎥以上の工事の施工実績を有すること。

但し、共同企業体にあっては、代表者は上記【①】、全ての代表者以外の構成員が上記【②】の同種工事の実績を有すること。なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。なお、本入札説明書に示す（別記様式３）で申請できる建設工事の配置予定技術者は１名とする。（本入札説明書３．工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる建設工事の配置予定技術者は１名のみとし、２名以上申請した場合は、欠格とする。）

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

・１級建設機械施工技士の資格を有する者
・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業土木」又は「林業―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　平成13年度以降に、元請けの技術者として、上記⑸①に掲げる同種工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（地域維持型建設共同企業体は除く。）。）但し、一人の主任（監理）技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない。また、共同企業体にあっては、構成員のいずれか１人の主任（監理）技術者が上記⑸①に掲げる同種工事の経験を有していればよい。なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。（工事成績評定通知書の再発行等については、５年以内のものは該当工事発注事務所にて、それ以前のものは企画部技術管理課に申請すれば再発行が可能です。）さらに、当該実績が、工期１年未満の工事にあっては工期の半分未満の従事期間、工期１年以上の工期の工事にあっては６ヶ月未満の従事期間である場合は実績として認めない。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

④　配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出するものとし、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。ただし、震災により、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生または拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、３ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないこととする。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

①　資本関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

㈠　親会社と子会社の関係にある場合

㈡　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、㈠については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

㈠　一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

㈡　一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　一次審査に関する事項

競争参加資格があると認められた者について、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第16の指名基準を踏まえ、４⑴Ｉによって得られる審査評価点の上位５者までを選抜（５者目の審査評価点が、同数となる者が複数存する場合はそれらの者を含む。）し、技術提案書の提出要請を行うものとする。

4　総合評価に関する事項等

⑴　本工事の総合評価は以下のとおり実施する。

㈠　一次審査における審査評価点の算出においては、下記Ｉ　一次審査項目について、評価点を評価基準に従って与え、審査評価点を算出する。（最大得点40.0点）

㈡　二次審査における加算点の算出においては、下記Ⅱ　二次審査項目について、評価点を評価基準に従って与え、加算点を算出する。（最大得点90.0点）